

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問01（情）第10号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和元年5月10日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「情報公開グループ〇〇，〇〇，〇〇，元職員〇〇の起案した全ての文書」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

実施機関は、令和元年5月14日付けで、審査請求人に対し、本件請求に係る開示請求書中条例第6条第1項第2号に掲げる事項の記載に不備があるとして、条例第6条第2項の規定により、「請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載の補正を求めた。

審査請求人は、令和元年5月16日付けで、「情報公開グループ〇〇，〇〇，〇〇，元職員〇〇の起案した全文書及び総務局長〇〇 行政経営部長〇〇の起案した全文書（押印ある全文書）」（以下総務局長〇〇に係るものを「本件請求文書」といい、行政経営部長〇〇に係るものを「別件請求文書」という。）と記載した補正書（以下「本件補正書」という。）を実施機関に提出した。

2 行政文書開示請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月10日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月29日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の全開示を求める。

2 審査請求の理由

総務局長が一切文書を作成しない説明を受けていない。

〇〇が押印をせず業務を毎日行っている事実はない。

組織的に隠匿を行っている例として「行政経営部長〇〇」の通知も令和元年7

月10日を過ぎても全く一切通知されない毎度のことである。全く説明も一切無い。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

総務局長であった〇〇（以下「〇〇総務局長」という。）は、総務局長に在任していた平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間、文書を起案していない。

職員の職の設置に関する規則（昭和32年広島県規則第107号）第3条第2項の別表では、局長の職務を「知事の命を受け、部下の職員を指揮監督し、局の事務を掌理する。」と規定しており、〇〇総務局長自らが起案を行っていないことに不合理な点はない。

よって、本件請求文書は作成しておらず、存在しないため、不存在を理由として行った本件処分は妥当である。

なお、別件請求文書については、対象文書を特定した上で部分開示することとし、令和元年7月10日付けで行政文書部分開示決定を行い、審査請求人に通知した。総務局総務課からの報告によれば、審査請求人は、令和元年7月23日に行政情報コーナーにおいて当該対象文書の閲覧を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、上記第4のとおり、本件請求文書を、〇〇総務局長が起案者として作成した起案文書であると捉え、〇〇総務局長が在任期間中、文書を起案したことがなかったことを理由として本件処分を行っていることから、まず、実施機関の本件請求文書の捉え方が妥当であったか否かについて検討する。

本件請求文書は、本件補正書の記載内容を文字どおり捉えれば、〇〇総務局長自らが作成した起案文書といえるが、審査請求人は、本件補正書に、「総務局長〇〇（中略）の起案した全文書」に加えて、括弧書きで「(押印ある全文書)」と記載しているほか、上記第3の2のとおり、〇〇総務局長が一切文書を作成しないはずはなく、また、押印をせず業務を毎日行うはずはない旨を主張している。

一般的に、部下を指揮監督する職にある者は、自ら起案文書を作成するよりは、部下の作成した起案文書を承認又は決裁する立場にあり、承認又は決裁に当たっては、押印あるいは押印に相当する何らかの行為を行うものと考えられる。また、「起案」という用語は必ずしも社会一般において使用されているとはいえないため、審査請求人が、本件補正書において、実施機関の職員が作成する起案文書だけを想定して「起案」と記載しているとは言い難い。

そうすると、本件請求文書には、〇〇総務局長自らが作成した起案文書のみならず、〇〇総務局長以外の職員により起案された文書で、〇〇総務局長が決裁者として決裁したもの、及び中間承認者として承認したものも含むと解する余地がある。

しかしながら、通常、括弧書きは、その直前の記載内容を補足するためのものである。また、実施機関によれば、審査請求人が本件補正書を提出した際に、実施機関の職員が本件補正書の記載内容を直接確認したが、審査請求人は、これに応じていないということである。これらのことを踏まえると、実施機関が、本件処分の時点において、本件請求文書を「総務局長〇〇（中略）の起案した全文書」との記載から文字どおり捉えたことに誤りがあるとまではいえず、仮に審査請求人の認識とは齟齬が生じているとしてもやむを得ないものと認められる。

次に、当審査会から実施機関に対して、〇〇総務局長による起案文書の探索方法を確認したところ、次のとおりであり、これらの内容に特に不十分な点は認められない。

- (1) 〇〇総務局長本人に対して、起案文書の作成の有無について確認し、無い旨の回答を得た。
- (2) 起案文書は、広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）第20条第1項によれば、文書管理システムにより作成することとなっているため、同システムにおいて、〇〇総務局長が起案者として登録されている起案文書を検索し、該当する起案文書がないことを確認した。
- (3) 同項各号に該当する場合は、文書管理システムによらず起案文書を作成することとなるため、執務室等で保管されている文書を確認したが、該当する文書はなかった。

さらに、実施機関が上記第4で説明する局長の職務内容からも、〇〇総務局長による起案文書がないことが不自然であるとまではいえない。

したがって、実施機関が、本件請求文書は不存在であるとして本件処分を行ったことは、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元年12月4日	・ 諮問を受けた。
令和2年6月26日 (令和2年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和2年7月17日 (令和2年度第3回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和2年8月21日 (令和2年度第4回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授